

避難計画について

- 多くの施設の皆様に、既にご対応いただいているところですが、避難計画の策定と、施設利用者の受入れに関する災害協定の締結につきまして、引き続きご対応いただき、協定締結先施設との交流促進についても取り組んでいただくようお願いいたします。
- 避難計画の策定状況や協定の締結状況について、毎年、県長寿社会政策課からアンケート調査をお願いしておりますので、調査の際には、ご協力をお願いいたします。

参考：県ホームページ

「医療機関・社会福祉施設等原子力災害避難計画作成例等」

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/hohusom/sakuseirei.html#a03>

参考 原子力防災関連動画

- 内閣府「！サクッと解説！原子力防災」（動画）

https://www8.cao.go.jp/genshiryoku_bousai/kaisetsu/kaisetsu.html



- 内閣府「令和5年度原子力総合防災訓練」

https://wwwc.cao.go.jp/lib_016/r5sougou_jpn.html



- 宮城県公式動画チャンネル（YouTube）
「避難退域時検査等場所における検査等の内容について」

https://www.youtube.com/watch?v=V8_jFI3SvI0



補足資料

緊急事態の進展に応じた住民避難の開始タイミングの概要

原子力災害時には、緊急事態の進展に応じ、段階的避難等を実施する。

事態の進展

緊急事態区分	PAZ (5km圏内) ※1		UPZ (5~30km圏内)
	施設敷地緊急事態要避難者※2	一般住民	
警戒事態 ①	避難準備		
施設敷地緊急事態 ②	避難 	避難準備	屋内退避の準備
全面緊急事態 ③		避難 	屋内退避 (避難・一時移転の準備)
全面緊急事態 ④			※全住民が一斉に避難を行うわけではなく、放射線量の実測値に基づき避難・一時移転区域を特定
OIL			原子力災害時に支援をする民間の防災業務関係者のうち、住民輸送を担う運転業者の被ばく線量は、1mSvを目安値として輸送活動を実施する。 
避難の目処	(放射性物質放出前に) 即時避難		

※1：PAZに準じた避難等の防護措置を準備する区域も含む。

※2：施設敷地緊急事態要避難者とは、

- 避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者（災害対策基本法第8条第2項第15号に定める要配慮者）。具体的には、高齢者、障害者、在宅医療者、乳幼児、児童、妊産婦、外国人等。
- 安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置の実施が必要な者。

①住民防護活動時の防護措置（警戒事態）

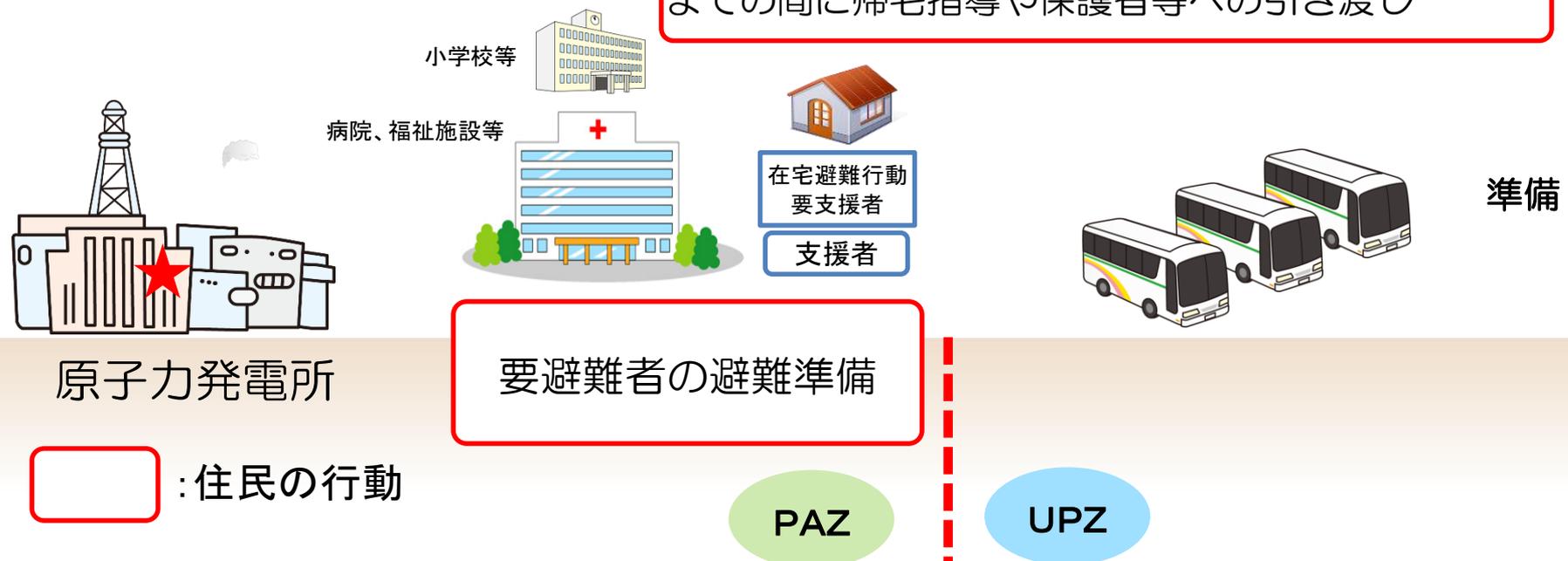


【環境状態】
公衆への放射線による影響のおそれがない状態

【PAZ】

- 施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（宮城県、女川町または石巻市は、関係者と調整しバスの配車や資機材の準備を開始）

学校、福祉施設等：警戒事態から施設敷地緊急事態までの間に帰宅指導や保護者等への引き渡し



②住民防護活動時の防護措置（施設敷地緊急事態）

①警戒事態

②施設敷地緊急事態

③全面緊急事態
(放射性物質放出前)

④全面緊急事態
(放射性物質放出後)

【環境状態】

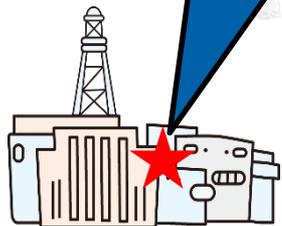
放射線による影響はないが、避難等の防護措置の準備を行う状態

【PAZ】

施設敷地緊急事態要避難者の避難対応

- ① 学校、保育所等の児童等
(引き渡してできなかった児童等)
- ② 医療機関及び社会福祉施設の入所者
- ③ 在宅の避難行動要支援者
- ④ 観光客等の一時滞在者 等

施設敷地緊急事態



原子力発電所



病院、福祉施設等



女川町と石巻市（陸路）（海路）

避難先

- ・ 栗原市
- ・ 大崎市
- もしくは
- 協定締結先施設

□ : 住民の行動

要避難者の避難実施

安定ヨウ素剤の携行

PAZ

屋内退避 準備

UPZ

UPZ外

③住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出前）



①警戒事態

②施設敷地緊急事態

③全面緊急事態
(放射性物質放出前)

④全面緊急事態
(放射性物質放出後)

【環境状態】
・放射線による影響をもたらす可能性が高い状態

【PAZ】
・一般住民の避難
【UPZ】
・屋内退避（避難・一時移転の準備）

全面緊急事態
(放出前)



原子力発電所



女川町と石巻市のPAZ（陸路）（海路）



避難先
・栗原市
・大崎市
もしくは
協定締結先施設

一般住民の避難

屋内退避※

UPZ
外

□ : 住民の行動

安定ヨウ素剤
服用

PAZ

UPZ

一時移転等の準備

※病院・福祉施設等も施設内で屋内退避を実施

④住民防護活動の実際（全面緊急事態:放射性物質放出後）



【環境状態】
放射性物質放出後、プルーム通過

【UPZ】
・住民は屋内退避



原子力発電所

プルームからの外部被ばくのおそれ
(Xe-133、Kr-85、I-131、Cs-137等)

放射性物質の吸入のおそれ (I-131、Cs-137等)



住民の屋内退避

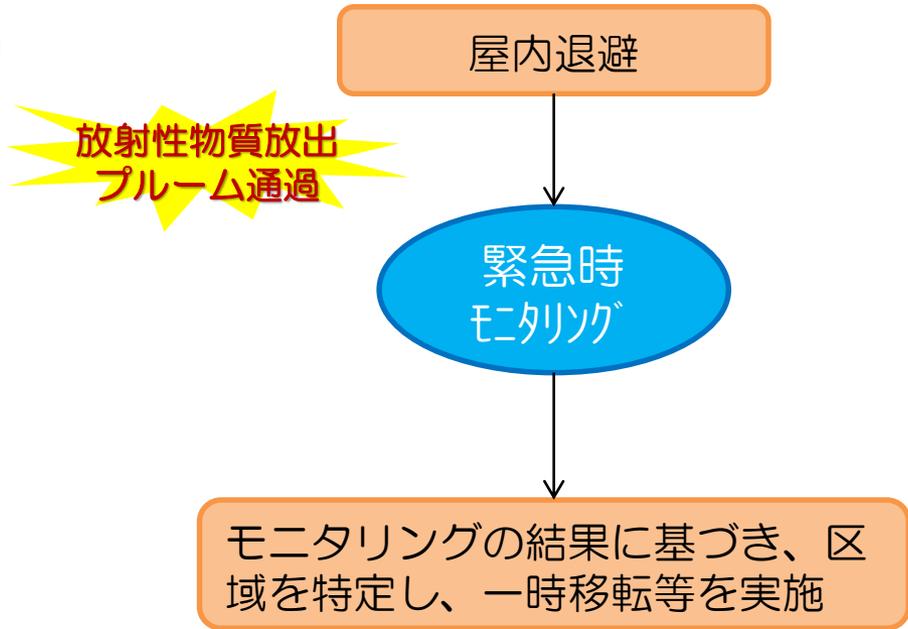
 : 住民の行動



2.5 住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出後）



UPZの防護措置の基本的な流れ



※原子力災害時、UPZの住民全員が一斉に避難するわけではない。

※地理院タイル(白地図)をもとに内閣府(原子力防災)作成

2.6 住民防護活動時の防護措置（全面緊急事態:放射性物質放出後）



【環境状態】
 プルーム通過後（放射性物質の沈着後、追加的な放出がない状態）、モニタリングの結果に基づき、一時移転等を実施。

【UPZ】（一時移転等の指示が出た区域）

- ①自家用車での避難が基本
- ②バス等で避難する場合は一時集合場所に集合
- ③避難退域時検査場所を通過し、避難先へ
- ④避難所受付ステーションで指示を受け避難所に移動



 : 住民の行動

PAZ

UPZ



指示があれば
安定ヨウ素剤服用

一時移転



避難退域時検査場所



避難先
 (避難所受付ステーション)

※避難支援アプリで避難所の案内を受け取ることにより、避難所受付ステーションを経由せず、直接、避難先へ移動することが可能



UPZ外